

# CM賠償責任保険

一般社団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会

## 補償の対象となる業務

「CM業務委託契約書およびCM業務委託契約約款に基づいて行う、日本CM協会の定める標準業務」が補償の対象となります。

## 6つの特徴

- 1 日本国内のCM業務を包括的にカバー
- 2 既存の「建築家賠償責任保険」や「請負業者賠償責任保険」などでは、補償の対象とならなかった「CM業務」の遂行に起因する賠償責任をカバー
- 3 日本CM協会の会員だけが加入可能
- 4 補償は22パターンから選択
- 5 5年間無事故の場合、無事故割引10%が適用
- 6 保険料は全額損金処理が可能



コンストラクション・マネジメント業務（CM業務）  
リスクへの責任負担能力と  
経営基盤の安定化の備えの保険制度

※このご案内はCM賠償責任保険（コンストラクション・マネジメント業務特約条項付 専門的業務賠償責任保険）の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります。保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

〈引受保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社（幹事） 〈取扱代理店〉 株式会社エイアイシー TEL 03-6272-6206

詳しい資料請求・お問い合わせは、下記にご記入の上、FAXをお送りください。

法人名	(フリガナ)		TEL	
			FAX	
担当窓口	部署名		担当者名	
資料送付先	(フリガナ)		お問い合わせ内容	
	〒			
日本CM協会 会員番号			日本CM協会 会員名	

**FAX: 03-6272-6209**  
**(株)エイアイシー行**

# CM賠償責任保険の概要

## CM賠償責任保険

## (参考) 建築家賠償責任保険

<p><b>保険の対象となる業務</b></p>	<p>CM業務委託契約書およびCM業務委託契約約款に基づいて行う、「<b>日本CM協会が定める標準業務</b>」</p>	<p>①設計図書（建築物の建築工事実施のために必要な図面または仕様書）の作成。「設計図書」には、施工図（設計図書を実際に施工に移す場合に作成される図面をいい、施工の方法・手段・手順・技術・安全計画等を示す工作図および施工計画図等を除く）を含まない ②施工者に対する指示書（建築物が設計図書の意図どおりに実現するように設計図書を補足する図面または文書をいいます。）の作成 ③施工図承認書の作成</p>
<p><b>保険の対象となる建築物</b></p>	<p>（特に制限なし）</p> <p>①委託者からの指図と異なる指図を関係者に行い、または書面による不適切な助言を行うことにより発生した、プロジェクトにおける関係者の作業のやり直し、不具合の改善による損害賠償 ②委託者からの指図と異なる指図を関係者に行い、または書面による不適切な助言を行ったことにより発生した、設計図または施工図の欠陥により、設計図または施工図の再作成および工事のやり直しによる、プロジェクトの完成遅延により引渡しを受ける者の営業阻害損害賠償 ③上記以外の損害で、CM業務の遂行に起因して発生した第三者の身体障害、財物の損壊等に対する損害賠償 ④建物等の引渡し後、委託者からの指図と明らかに異なる指図または書面による不適切な助言に起因する一定の瑕疵が発見された場合の、プロジェクトの目的物の検査・修理・交換等の措置に要した費用に対する損害賠償（オプショナル）</p>	<p>建築物と付属工作物 電気・ガス・給排水・換気・冷暖房・昇降機等を含む。但し、「構造基準未達」は建築基準法第20条第1号、第2号、第3号に規定する建築物</p> <p>①設計等の業務ミスによる損害賠償（建築物の外形的かつ物理的な滅失・破損が生じている場合に補償） ②給排水・電気・空調・遮音性設備の機能的な不具合による損害賠償 ③設計等の業務ミスによる第三者への身体障害の損害賠償 ④法令基準未達建築物の外形的・物理的な滅失・破損の有無にかかわらず、設計等の業務ミスで建築基準法（第20条除く）、消防火などの所定の建築基準関連法令に抵触 ⑤構造基準未達建築物の外形的・物理的な滅失・破損の有無にかかわらず、構造設計等の業務ミスで建築基準法第20条1、2、3号建築物が建築基準法（第20条）に抵触</p>

## 「日本CM協会が定める標準業務」

CM業務委託契約約款・業務委託書（2009年6月改訂）から抜粋

企画段階	基本計画段階	基本設計段階	実施設計段階	契約段階	工事段階
<p><b>CMの業務内容（CMAJ標準業務）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者の要求の整理</li> <li>・プロジェクト関係者の役割分担の明確化</li> <li>・プロジェクト運営の方針設定</li> <li>・業務計画書の作成</li> <li>・制約条件の整理</li> <li>・マスタースケジュールの作成</li> <li>・工事費概算</li> <li>・プロジェクト基本計画書の作成</li> <li>・設計者選定方法等の策定</li> <li>・設計者選定用の資料作成、選定支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針書の作成依頼等</li> <li>・基本設計スケジュールの管理</li> <li>・設計進捗の確認</li> <li>・設計内容のモニタリング</li> <li>・施工スケジュール案の作成</li> <li>・工事費概算書の確認</li> <li>・工事発注計画書の作成</li> <li>・基本設計図書等の内容確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計方針書の比較検討</li> <li>・実施設計スケジュールの管理</li> <li>・設計進捗の確認</li> <li>・設計内容のモニタリング</li> <li>・施工スケジュール案の確認</li> <li>・工事費概算書の確認</li> <li>・工事発注計画書の更新</li> <li>・実施設計図書等の内容確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事発注区分の確認</li> <li>・施工者選定方式の策定</li> <li>・工事契約についての助言</li> <li>・施工者選定資料の作成、施工者選定の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事段階でのCM業務説明書の作成</li> <li>・工事管理業務方針の把握</li> <li>・施工計画等に対する工事監理者の対応時期の確認</li> <li>・質疑書、提案書に対する工事監理者の対応時期の確認</li> <li>・施工図に対する施工者及び工事監理者の対応時期の確認</li> <li>・各工事関係者間の調整、助言</li> <li>・設計変更への対応</li> <li>・支払状況のモニタリング</li> <li>・工事監理報告書の確認</li> <li>・委託者検査の支援</li> <li>・最終工事費支払請求の確認</li> </ul>